

○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱</b> 令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号 国土交通省住宅局長通知</p> <p style="text-align: center;">[ <u>最終改正 令和6年4月1日 国住街第175号、国住市第85号</u> ]</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額</p> <p>9 避難場所等のエレベーターの防災対策改修に関する事業</p> <p>一 本事業の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。</p> <p>イ 地方公共団体が当該事業を行う場合 エレベーターの防災対策改修に要する費用(エレベーターの防災対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。)の2分の1以内の額とする。</p> <p>ロ 民間事業者が当該事業を行う場合 エレベーターの防災対策改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。<u>(削除)</u></p> <p>二 (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p><u>第6 地域防災力向上支援モデル事業の補助金の額</u></p> <p><u>1 狭あい道路情報整備モデル事業</u> <u>本事業の補助金の額は、次の各号に掲げる費用の合計の額とする。</u></p> <p><u>一 重点地域若しくは重点路線の選定、又は整備方針の策定に要する調査・検討の実施に要する経費以内の額</u></p> <p><u>二 地域コミュニティとの交渉・調整に要する有識者又はコンサ</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱</b> 令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号 国土交通省住宅局長通知</p> <p style="text-align: center;">[ <u>最終改正 令和5年3月31日 国住街第256号、国住市第117号</u> ]</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額</p> <p>9 避難場所等のエレベーターの防災対策改修に関する事業</p> <p>一 本事業の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。</p> <p>イ 地方公共団体が当該事業を行う場合 エレベーターの防災対策改修に要する費用(エレベーターの防災対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。)の2分の1以内の額とする。</p> <p>ロ 民間事業者が当該事業を行う場合 エレベーターの防災対策改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。<u>ただし、リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合には、令和6年3月31日までに着手されたものに限り、当該工事に係る工事費に23.0%を乗じて得た額の2分の1以内の額とする。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>ルタントの招聘・派遣の実施に要する経費以内の額</u></p> <p><u>2 地域防災力向上支援モデル事業に係る評価・調査事業</u>  <u>本事業の補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。</u></p> <p><u>3 地域防災力向上支援モデル事業に係る普及・広報事業</u>  <u>本事業の補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。</u></p> <p><u>4 地域防災力向上支援モデル事業に係る事務事業</u>  <u>本事業の補助金の額は、次の各号に掲げる費用の合計とする。</u></p> <p><u>一 狭あい道路情報整備モデル事業に要する費用を交付するための費用</u>  <u>第1項に掲げる費用</u></p> <p><u>二 事務費</u>  <u>地域防災力向上支援モデル事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、狭あい道路情報整備モデル事業に要する費用の0.1%から3%までの範囲内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不相当である場合には、この率によらないことができる。</u></p> <p>第7 補助金の交付の申請等  1～3 (略)</p> <p>第8 補助金の交付の決定等  大臣は、第7第1項又は第2項の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>第9 事業内容の変更  国土交通大臣の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。  一～四 (略)</p>	<p>第6 補助金の交付の申請等  1～3 (略)</p> <p>第7 補助金の交付の決定等  大臣は、第6第1項又は第2項の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>第8 事業内容の変更  国土交通大臣の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。  一～四 (略)</p>

改正案	現行
<p>第10 状況の報告 大臣は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。</p> <p>第11 都道府県知事の指導監督 1～2 (略)</p> <p>第12 実績の報告等 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を大臣(第7第1項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。)に提出しなければならない。ただし、特にやむをえない事由があるものについては、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。</p> <p>第13 補助金の額の確定 大臣は、第12第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。</p> <p>第14 全体設計の承認 1 補助事業者は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事</p>	<p>第9 状況の報告 大臣は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。</p> <p>第10 都道府県知事の指導監督 1～2 (略)</p> <p>第11 実績の報告等 1 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を大臣(第6第1項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。)に提出しなければならない。ただし、特にやむをえない事由があるものについては、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。</p> <p>第12 補助金の額の確定 大臣は、第11第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。</p> <p>第13 全体設計の承認 1 補助事業者は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事</p>

改正案	現行
<p>に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を大臣（第7第1項の申請をしようとする者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第15 補助金の支払い</p> <p>1 補助金は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費は、概算払いをすることができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を大臣（第4第1項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。</p> <p>第16 交付決定の取消等</p> <p>次の各号のいずれかに該当するときは、大臣は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>第17 経理書類の保管</p> <p>補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておくなければならない。</p> <p>第18 取得財産の処分</p> <p>事業主体は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加</p>	<p>に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を大臣（第6第1項の申請をしようとする者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第14 補助金の支払い</p> <p>1 補助金は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費は、概算払いをすることができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を大臣（第4第1項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。</p> <p>第15 交付決定の取消等</p> <p>次の各号のいずれかに該当するときは、大臣は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>第16 経理書類の保管</p> <p>補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておくなければならない。</p> <p>第17 取得財産の処分</p> <p>事業主体は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加</p>

改正案	現行
<p>した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。</p> <p>第19 書類の様式及び提出方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 書類の様式は、別に定めるとおりとする。</li> <li>2 前項に規定する書類のうち事業主体が申請又は報告等すべきものについては、大臣に2部提出するものとする。</li> </ol> <p>第20 間接補助金の交付</p> <p>事務事業者は、第3第13項第1号又は第6第4項第1号に規定する費用（以下「間接補助金」という。）の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を第3第1項及び第11項又は第6第1項に掲げる事業を行う事業主体に交付しなければならない。</p> <p>第21 間接補助金の交付の際に附すべき条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第7から第18まで及び第23の規定に準ずる条件を附さなければならない。</li> <li>2 事務事業者は、前項の規定のほか、第3第1項及び第11項に掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であつて、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。</li> </ol> <p>第22 間接補助金の交付規程の承認</p> <p>事務事業者は、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。なお、当該交付規</p>	<p>した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。</p> <p>第18 書類の様式及び提出方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 書類の様式は、別に定めるとおりとする。</li> <li>2 前項に規定する書類のうち事業主体が申請又は報告等すべきものについては、大臣に2部提出するものとする。</li> </ol> <p>第19 間接補助金の交付</p> <p>事務事業者は、第3第13項第1号に規定する費用（以下「間接補助金」という。）の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を第3第1項及び第11項に掲げる事業を行う事業主体に交付しなければならない。</p> <p>第20 間接補助金の交付の際に附すべき条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第6から第17まで及び第22の規定に準ずる条件を附さなければならない。</li> <li>2 事務事業者は、前項の規定のほか、第3第1項及び第11項に掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であつて、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。</li> </ol> <p>第21 間接補助金の交付規程の承認</p> <p>事務事業者は、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。なお、当該交付規</p>

改正案	現行
<p>程を変更する場合も同様とする。</p> <p>第23 運営 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行 わなければならない。 一～七 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>第1 施行期日</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>第2 経過措置</u> <u>この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従 前の例によることができる。</u></p>	<p>程を変更する場合も同様とする。</p> <p>第22 運営 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行 わなければならない。 一～七 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>